

児童扶養手当受給者のみなさまへ

～ 児童扶養手当一部支給停止措置及び一部停止措置適用除外について ～

児童扶養手当は、原則、支給開始月の初日から起算して5年または手当の支給要件（離婚等）に該当してから7年どちらか早い日が経過した場合、手当の2分の1を支給停止することとされています。しかし、下記の適用除外該当事由に該当し、必要書類を届出すれば、支給停止の適用を受けず、満額（所得や家族の状況等により、手当が全部支給停止または一部支給停止となる額については従来どおり減額）支給となります。

適用除外該当事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上または精神上的の障害がある。
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

一部支給停止関係書類の提出について

毎年10月から翌年9月までに5年等満了月を迎える受給者^{※1}（全部支給停止者を除く。「初回提出者」という。）の方に、8月の現況届に併せて一部支給停止関係書類として以下の《一部支給停止関係書類》を送付します。また、すでに5年等経過している受給者（「2回目以降提出者」）の方も、前述の受給者と同様に一部支給停止関係書類を送付します。

8月中の現況届と一緒にご提出をお願いします。

※1 児童扶養手当の受給開始から5年を経過する等の要件とは

- ① 支給開始月の初日から5年経過したとき
- ② 児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年経過したとき

上記、①または②のいずれか早い方に該当した際は一部支給停止適用除外事由届の提出が必要です。ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む）をした日において3歳未満の児童を監護する場合はこの児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときになります。

《一部支給停止関係書類》

- ① 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書
- ② 各種証明書類等の様式（次ページの添付書類一覧表を参照してください。）

【お問い合わせ】
〒 907-8501 石垣市字真栄里672番地
石垣市 こども家庭課 給付係
電話 0980-87-0771（直通）

添付書類一覧表

提出書類はその方の状況により異なりますので、下記1～5のうちご自分が該当する書類をご提出ください。

届出事由	要件	提出書類		
1	就業している	会社員等自営以外 ※①, ②, ③のうちいずれかの書類	① 本人が被保険者である保険証の写し (国保を除く) ② 給料等支払明細書の写し 提出日直近の日付のもの ③ 雇用証明書	様式3
		自営業	自営業従事申告書 ※民生委員の証明 確定申告等の写し、売上帳簿・仕入納品書	様式4
2	求職活動をしている ※活動状況1～7の番号は「求職活動等申告書(様式5)」で選択する番号。	求職活動等申告書 (該当者全員)		様式5
		活動状況1・2	様式5のみ	様式5
		活動状況3～5	求職活動支援機関等利用証明書	様式6の1
		活動状況6	採用選考証明書	様式7
3	障害を有する	身体障害者手帳1～3級	身体障害者手帳の写し	
		精神障害者保健福祉手帳1～2級	精神障害者保健福祉手帳の写し	
		療育手帳(A)	療育手帳(A)の写し	
		その他	医師の診断書等	様式8
4	病気療養中	※④, ⑤, ⑥, ⑦のうちいずれかの書類	④ 特定疾患医療受給者の写し	
			⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証の写し	
			⑥ 特定疾病療養受領証の写し	
			⑦ 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書等	様式8
5	児童・親族の介護	※⑧・⑨両方の書類	⑧ 児童、親族の病状がわかる書類 ・身体障害者・療育手帳等の写し ・特定疾患医療費受給者証等の写し ・医師の診断書等	様式8
			⑨ 介護が必要な状況のわかる書類 ・介護状況証明書 ※民生委員の証明	様式9